

丸亀市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により執行した市長の要求に基づく財政援助団体への監査結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成23年1月31日

丸亀市監査委員 三谷英昭

丸亀市監査委員 三谷節三

市長の要求に基づく監査結果報告書

～ 市に事務局を置く 2 団体の運営等について～

平成 23 年 1 月

丸亀市監査委員

【目 次】

第 1	監査の趣旨	1
第 2	監査のテーマ	1
第 3	監査の方法	1
第 4	監査執行日及び監査対象団体	1
第 5	市に事務局を置く 2 団体の概要等	
1	丸亀市観光協会	1
2	丸亀市連合自治会	2
第 6	監査の結果及び改善を要する事項	
1	2 団体共通指摘事項	2
2	個別指摘事項	
(1)	丸亀市観光協会	3
3	個別意見	
(1)	丸亀市観光協会	3
(2)	丸亀市連合自治会	3

第1 監査の趣旨

市長の要求に基づく財政援助団体の監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法という。」）第199条第7項の規定に基づき、市が補助金等を交付している団体の出納その他の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかどうかだけでなく、経済性、効率性及び有効性などの観点に沿ってなされているかどうかについて、監査を実施するものである。

第2 監査のテーマ

公金にかかる不正防止対策の一環として、市長から監査要求のあった市に事務局を置く2団体の運営等について

第3 監査の方法

2団体への平成21年度及び平成22年度補助金に係る「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、証拠書類の保存は適正か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

第4 監査執行日及び監査対象団体

監査執行日	監査対象団体	補助金額（円）	
		平成21年度	平成22年度
平成22年10月1日	丸亀市観光協会（運営補助金）	1,150,000	1,150,000
	丸亀市連合自治会（運営補助金）	3,210,000	3,200,000

平成21年度は決算額、平成22年度は予算額を記載している。

第5 市に事務局を置く2団体の概要等

1 丸亀市観光協会

(1) 目的

丸亀市を中心とした観光地の宣伝・観光施設の充実改善により、観光事業の振興を図り、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(2) 業務

- ア 全国観光事業機関並びに団体との連絡
- イ 観光事業に関する行政面との連絡、調査、研究、情報の収集
- ウ 観光文化の助長発展
- エ 観光宣伝、旅客の誘致並びに土産品の資質向上
- オ 写真による宣伝資料の作製並びに観光客へのサービス
- カ 観光施設の計画と促進
- キ 観光觀念の普及向上と観光資源の保護開発
- ク 観光関係各種展示会の開催参加その他催し物
- ケ 観光関係印刷物の刊行及び配布
- コ 観光事業関係資金資材に関する件
- サ その他本会の目的達成並びに観光事業発展を促進するため必要な事項

- (3) 事務所の所在地
丸亀市大手町二丁目3番1号 丸亀市都市経済部商工観光課内
- (4) 組織
本会は本会趣旨に賛同し、会費1口以上を納付する者及び会長に推薦された者をもって組織する。
- (5) 役員等
会長1名、副会長若干名、監事2名、理事35名以内とし、7名は常任理事、専務理事1名(丸亀市商工観光課長の職にあるものを充てる。)
- (6) 会議等
総会、理事会

2 丸亀市連合自治会

- (1) 目的
各地区連合自治会間の連絡を密にし、相互間の親和と市民の福祉増進を図るとともに丸亀市の繁栄に協力することを目的とする。
- (2) 事業
 - ア 丸亀市の行政民主化のため市政の実態を広報する
 - イ 市民の要望意見を聴取し、市の行政に民意を反映するよう努める
 - ウ 市役所、官公署並びに各種団体と連絡を図り、各種の自治問題について公聴会、講演会、研究会、座談会などを開催する
 - エ 市から委嘱を受けた事項で本会が適当と認める事項
 - オ その他本会の目的達成のために必要な事項
- (3) 事務所の所在地
丸亀市大手町二丁目3番1号 丸亀市生活環境部生活課内
- (4) 組織
丸亀市各地区連合自治会をもって組織し、地区連合自治会正副会長(1地区3名以内)を代議員とする。
- (5) 役員等
会長1名、副会長3名、監事2名、理事17名(会長、副会長含む)
- (6) 会議等
総会、理事会

第6 監査の結果及び改善を要する事項

補助金等に係る出納その他の事務は、補助目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては指摘事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

1 2 団体共通指摘事項

支出票は作成しているが、収入票も作成すること。また、予算管理の面からも費目間の流用や予備費の充用については、流用票や充用票を作成し明確に処理すること。

旅費の精算返納やつり銭の戻し入れなどは、収入とはせず、戻入票を作成して支出の戻し入れとして経理を明確に行なうこと。

会計に関する規程、専決等決裁権限に関する規程等が整備されていない。適切な団体運営を行う上で、これらの規程は必要であるので、規程の整備をすること。

2 個別指摘事項

(1) 丸亀市観光協会

ふるさと雇用再生事業で「新観光ルートの発掘調査・観光PR事業」は現金出納簿が整備されているが、「城内観光案内所お土産コーナー開設事業」については、現金出納簿が整備されていないので、整備すること。

適正な出納管理を行うため、金銭出納簿では、協賛金の二重納付による返金やサメ対策事業補助金の精算返納については、支出計上とせず、本来に戻す意味からも収入の減として負の計上とすること。また、つり銭の戻入、準備金等の精算返納金は収入計上とせず、支出の減として負の計上とすること。

サメ対策や遊泳ブイ設置など観光協会が発注している業務の見積り合わせや業務写真等の報告決裁は観光協会が決裁すべきであるが、商工観光課が行なっているなど、各種決裁で観光協会と商工観光課の決裁が混在しているので改めること。

備品台帳を作成していないが、ふるさと雇用の契約書の第19条第1項では「乙は業務により取得し又は効用の増加した財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。」となっており、ふるさと再生雇用事業でデジカメを購入しているの、備品台帳を作成すること。

城内観光案内所は行政財産であることから、観光協会が現在使用しているうち工房竹やすでに設置されている自動販売機の設置条件などを含めた形で行政財産の目的外使用許可申請をすること。

3 個別意見

(1) 丸亀市観光協会

金銭出納簿の各費目の収支明細については、支出と収入しか記載されておらず、予算差し引きや流用などの予算管理が出来ていないので、各費目の収支明細についてはソフトの変更を検討していただき、予算管理が出来るようにしていただきたい。

請求書の検収がなされていないが、適正に支出することを確認するためにも請求内容について検収、確認を行っていただきたい。

観光協会からととの会に補助金を支出しているが、被補助団体が他の団体に補助することは好ましくないの、市が直接補助するか、観光協会が委託するなど十分に検討していただきたい。

全体的に立替払いが多くあるが、資金前渡とか小口現金を活用するなど創意工夫して、出来る限り立替払いをしないようにしていただきたい。

旅費については丸亀市旅費規程に準ずることとしているが、規程で定められた以上の旅費が伴う場合には、事前に決裁を得るようにしていただきたい。

(2) 丸亀市連合自治会

連合自治会の役員手当や旅費については、支払いを明確にするためにも規程等を整備するようにしていただきたい。